

南相木村の「財政健全化判断比率」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、南相木村の平成 19 年度決算に基づく「財政健全化判断比率等」について次のとおり公表します。

1 財政健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」・「財政再建基準」には該当しませんでした。

(単位:%)

	南相木村の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	該当なし	15.00	20.00
連結実質赤字比率	該当なし	20.00	40.00
実質公債費比率	13.8	25.0	35.0
将来負担比率	該当なし	350.0	

実質赤字比率 ~ 一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（ ）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、平成 19 年度の南相木村の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率には該当しませんでした。

連結実質赤字比率 ~ 一般会計等及び公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、平成 19 年度の南相木村の全会計を連結した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率には該当しませんでした。

実質公債費比率 ~ 一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去 3 か年の平均値）であり、この数値が 18% を超えると起債の発行には県の許可が必要となり、25% を超えると一部の起債発行が制限されます。

平成 19 年度の比率は 13.8% であり、公債費の減少等により前年度より 1.66% 減少しました。

将来負担比率 ~ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、

今後の財政運営に支障をきたすなどの問題が生じる可能性が高くなります。

平成19年度においては、標準財政規模の437%となっており、将来負担比率に該当しませんでした。

標準財政規模とは、人口・面積等から算定する地方公共団体等の標準的な一般財源の規模をいいます。

2 各会計の収支状況

会計名		歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	
一般 会計等	一般会計	2,018,060	1,885,559	114,588	
	に一般 別属 会計 する 計特 等	バス事業会計	14,446	54,857	-40,411
小計				74,177	
標準財政規模				1,378,978	
実質赤字比率(%)				-5.37	
公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	簡易水道事業会計		541	
		宅地造成事業会計		0	
	の そ の 計 他	国民健康保険(事業勘定)会計	171,476	163,842	7,634
		国民健康保険(直診勘定)会計	54,452	53,921	531
		介護保険事業会計	122,582	119,970	2,612
		老人保健事業会計	186,989	185,650	1,339
合計				1,539,984	
標準財政規模(再掲)				1,378,978	
連結実質赤字比率(%)				-6.29	

3 実質公債費比率の状況

	実質公債費 比率(単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成17年度	17.20356	13.8
平成18年度	13.03319	
平成19年度	11.36789	

4 将来負担比率の状況

将来負担額 A 2,061,361	—	充当可能財源等 B 6,934,482	—	A - B -4,873,121	—	将来負担率(%) -437.0
標準財政規模 C 1,378,978	—	算入公債費等 D 264,075	—	C - D 1,114,903	—	